



万葉びとの病と医療

元高岡市万葉歴史館学芸課長
元早大・慶大など非常勤講師
かわ さき あきら
川 崎 晃
Akira KAWASAKI

I. 夏やせにウナギを

夏の土用の丑の日に、暑さに負けないように栄養価の高いウナギを食べるという習俗は平賀源内(1725～1780)の発案によるという俗説があります。しかし、これを遡ること千年前、すでに大伴家持が『萬葉集』に次のような歌を詠んでいます。

いはまろ われものまう や
石麻呂に 我物申す 夏瘦せに
良しといふものそ め なぎと め
良しといふものそ 鰻捕り喫せ (巻16・3853)

石麻呂は吉田連老という人の字です。吉田連は百済系渡来人の僧恵俊に始まります。恵俊は医術にすぐれたことから還俗させられ吉宜と称し、728年(神亀5)には吉田連を賜りました。宜はのちに図書頭、典薬頭に任ぜられています。老(石麻呂)はその息子と思われまふ。大宰府にいた家持の父の旅人と平城京にいた吉田宜とは歌巻を贈り交わす交流がありましたが、上の歌に見るように、二人の交流は次世代の家持—石麻呂に受け継がれています。この歌の妙味は、医学的知識を持ったであろう瘦せた老に家持がウナギを勧めて茶化している点にあります。

もう一つ注意されるのは、列島の医薬は直接的に中国だけではなく、朝鮮半島の百済や新羅で受容された中国の医薬文化が日本に将来された点です。『日本書紀』には新羅(允恭紀3年)や百済(欽明紀15年)から医師や薬師が渡来したと伝えます。吉田連宜の場合はまさに朝鮮半島の医療文化将来の一端を物語るものです。

『萬葉集』には皇族・貴族から庶民に至るまで幅広い階層の人びとの歌が収載されていますが、その中には医療・薬学に関わるものも少なくありません。巻5に収載される山上憶良の漢文「沈痾自哀文(久しい重病に自らを哀れんだ文)」は現代の社会状況

にも通じる加齢による病に苦しむ高齢者の心情、生への執着を吐露した「老人文学」の出色の作品として知られますが、そこにみられる医療の知識は驚くべきものがあります。小稿では万葉びとの抱えた病気とその対応について、出土木簡や正倉院文書を利用して垣間見てみたいと思います。

II. 律令国家の医療

8世紀の大宝・養老律令制下では、中央の医療機関として中務省所管の内薬司と宮内省所管の典薬寮とがあり、地方には国ごとに医師(国医師)一人が置かれ、医師の指導も行いました(職員令80)。中務省内薬司は天皇をはじめ中宮・東宮の医療を担当し、侍医も配置されました(職員令11内薬司)。一方、宮内省典薬寮は貴族や一般官人の医療を担当し、五位以上の官人(貴族)が病気となったときには、許可があれば医師が往診もしました(医疾令24五位以上疾患条)。典薬寮には医博士1・医師10、針博士1・針師5、按摩博士1・按摩師2、呪禁博士1・呪禁師2、および薬園師2が配され(数字は定員)、学生を指導して医師の養成や薬草の栽培にもあたりました。

III. 歌人と病

『萬葉集』巻2に但馬皇女の穂積皇子を恋する歌が載っています。その題詞には「但馬皇女、高市皇子の宮に在す時に、穂積皇子を思ひて作らす歌」(巻2・114)とあります。但馬が恋した穂積は天武の第五皇子、高市は天武の第一皇子で、壬申の乱に際して大海人皇子(天武)を補佐し、人望の厚い人物でした。但馬は天武天皇の女、母は藤原鎌足の女・氷上娘で、高市・穂積の異母妹にあたります。

高市の邸宅「高市皇子宮」は「香具山の宮」とも呼ばれ、香来山の周辺にあったとみられます。題詞に「高市皇子の宮に在す時」とあることからすると、但馬は高市のキサキとなっていた可能性があります。高市の正妻は御名部内親王（父は天智天皇、長屋王の母）、従って御名部と但馬は同一邸内に同居していたとみられます。そのような生活環境にあった但馬が穂積に恋したというのです。

ひとこと　しげ　こちた　おの
人言を　繁み言痛み　己が世に

いまだ渡らぬ　朝川渡る（巻2・116）

但馬は「人の噂がうるさいので、人生で初めて夜明けの川を渡ることよ」と歌います。但馬の激しい恋慕の情が表現されています。高市皇子は696年（持統10）に亡くなっていますので、この三角関係はこれ以前のことになります。

ところで、但馬皇女が亡くなったのは708年（和銅元）6月のことで、都は藤原京（奈良県桜井市・橿原市）に置かれていました。この藤原宮跡から次のような木簡（木札に書かれた文書）が出土しています（図1）。

（図1、表）「受被給薬　車前子一升　西辛一両
久参四両　右三種」

（図1、裏）「多治麻内親王宮政人正八位下陽胡甥」
31.8×3.5×0.5cm（奈良県教育委員会
『藤原宮』75号）

これは「多治麻（但馬）内親王宮」の家政機関の第3等官（「政人」）である陽胡甥が典薬寮に薬物3種を請求したときの木簡で、「内親王」（天皇の皇女）の語や位階から701年（大宝元）に施行された大宝令に基づいて書かれた木簡であることがわかります。この木簡により但馬は高市没後には独自の家政機関を持っており、独立した宮に暮らしていたと思われる。

請求した「車前子」（おおばこ）の葉は利尿剤、胃薬。種子は利尿・鎮咳剤。「西辛（細辛）」（さいしん）は根、根茎を乾燥させ、咳・発汗、胸痛に用いました。また「久参（苦参）」（くしん）は根を乾燥させ、煎じて健胃、利尿、回虫駆除薬としました。この三種を調合したかは不明です。但馬皇女は風邪が胃痛であったのでしょう。『萬葉集』に燃えるような情念の歌を残した歌人・但馬皇女の生身の姿が浮かび上がります。



図1 「多治麻内親王宮」木簡
（奈良県立橿原考古学研究所 蔵）

IV. 藤原宮跡出土の薬物木簡

藤原宮跡では薬物関係の木簡が⑦北方地区（北辺、及び北面中門付近）、④東方地区、⑤西面南門付近の3箇所から出土しています。⑦北方地区（北辺）からは、前述の「多治麻内親王宮」や「典薬」と書かれた木簡が出土しています。一方、⑤西面南門付近からは「外薬」と書かれた木簡が出土しており、典薬寮の前身である「外薬寮」（天武紀四年正月条）を指すとみられます。平城京の典薬寮の位置は確定できませんが、藤原宮の典薬（外薬）寮は平安宮大内裏図などを考え併せると宮の西南域に位置した可能性が高く、⑤は典薬寮の附属施設という見方ができます。しかし、⑤から⑦に移転したとみる余地もあり、今後の調査が待たれるところです。なお、注意されるのは⑦北方（北辺）地区から「本草」、「本草集注」、「本草集注上巻」などと書かれた木簡が出土しており（『藤原宮』72号）、⑤から出土した薬名木簡はいずれも梁の陶弘景『本草集注』に掲載されている薬物である点です。

『本草集注』は長らく典薬寮（恐らくは前身の外薬寮でも）の医師の学ぶテキスト（教科書）とされてきましたが、757年（天平宝字元）の孝謙天皇の勅、

もしくは787年(延暦6)5月の典薬寮の奏言により『新修本草』に代わったとみられています。

『新修本草』は659年(唐・顕慶4)唐の蘇敬らの撰になりますが、大阪市にある杏雨書屋蔵『新修本草』巻十五の奥書に「天平三年(731)歳次辛未七月十七日書生田辺史」とあり、また748年(天平20)の「写章疏目録」(『大日本古文書』3ノ89)にも『新修本草』の名が見えるので、遅くも731年には将来されており、787年に『本草集注』と交替したとすると、将来してから半世紀ほどが経過して採用されたこととなります。

787年の典薬寮の奏言にあえて蘇敬注『新修本草』のみが取り上げられているのは、日中彼我の植物性・鉱物性薬材の同定に困難なものがあり、漸く医師のテキストとして申請するに至ったと解する余地があります。

V. 天然痘の猛威

ところで、735年(天平7)の夏から冬にかけて九州地方で疫病が大流行しました。長屋王を倒し、藤原不比等の子が政権を握った時代のことです。政府は大宰府管内の神社に幣帛を奉って祈祷し、諸寺には金剛般若経を讀経させ、使者を派遣して賑給し、湯薬を与えています。さらに、疫病の神の侵入を防ぐために、長門以東の諸国の国司(守、介)は齋戒し、臨時に道饗祭を行いました。多数の死者を出したものの間もなく鎮静したかにみえましたが、737年(天平9)の春に疫病が九州から始まり、猛威を振いました。大宰府管内の諸社への祈祷や湯薬の投与が行われましたが、疫病の猛威は藤原四子をはじめとする政府首脳、さらには多くの人民を死に至らしめ、藤原四子政権は瓦解しました。正史である『続日本紀』は「近來、かつて無かった事態」としています。

この間の736年に、従五位下阿倍朝臣繼麻呂を大使とする遣新羅使が隣国の新羅に派遣されました。この遣新羅使が疫瘡を新羅から持ち帰ったという説があります。しかし、『萬葉集』巻15をみると、筑紫を出発した一行は「壱岐嶋に到りて、雪連宅満が忽ちに鬼病に遇ひて死去」(巻15・3688～3690題詞)したと伝えています。宅満の病死は目的地である新羅に到着する以前、つまり往路での事件であったこ

とが知られます。宅満は恐らく前年の天平7年に大宰府で流行し、終息したと思われた「豌豆瘡」により罹病したと推測されます。新羅で感染したとする説が根強いのですが(『続古事談』第五・諸道など)、新羅で感染したのではなく、一端終息したかにみえた天平7年の筑紫の疫病が原因とみられます。

さて、737年(天平9)に流行した疫病に対する対応策としては、(A)12世紀前半に成立した古代の模範文例集である『朝野群載』に収載される典薬寮の勘文(答申)、および(B)11世紀末成立の部類別法令集である『類聚符宣抄』に収載される太政官符が知られています。

ところで、『続日本紀』は天平7年の流行病を「豌豆瘡」と記し、「俗に裳瘡(天然痘)」というとしていますが(是歳条)、天平9年の流行病については「疫瘡」と表記しています。また、典薬寮勘文では「疱瘡」、「豌豆病」、「豌豆瘡」、太政官符では「赤斑瘡」と記すように、病名はさまざまに記されています。

太政官符に「赤斑瘡」とあることから、これを「あかもがさ」、すなわち麻疹とみて、天平7年の「豌豆瘡」、すなわち天然痘(裳瘡)とは異なる病気であるとする見解もありますが、『医心方』巻14所引『葛氏方』や『政事要略』巻95所引医疾令25義解などを見ると、奈良時代にはまだ厳密な区別はなかったと解する方が穏当と思われます。『萬葉集』遣新羅使歌群の「鬼病」という表現は、天平7年の「豌豆瘡」や、天平9年の「疫瘡」、「赤斑瘡」と同じ病気であったとみてよいと思います。「豌豆瘡」、あるいは「疫瘡」という呼称は、中務省所管のz内薬司や宮内省所管の典薬寮など医療機関による病名で、「鬼病」という呼称は俗信的、迷信的な呼称で、多く漢訳仏典にみられる文学的表現と言えます。

さて、(A)の『朝野群載』所収「典薬寮勘文」は典薬寮が宣旨をうけて勘申(答申)した3項目24箇条からなる処方です。

- (ア)「傷寒(熱病)後の禁食」=発熱後の慎むべき食事法12箇条、
- (イ)「傷寒豌豆病(天然痘)の治方(治療法)」7箇条、
- (ウ)「豌豆瘡の癩(あばた)を滅ず」=天然痘の瘡痕(あばた)の治療法5箇条。

この典薬寮の処方のほとんどは現存する日本の最古の医学書である『医心方』(永観2年[984]丹波

やすより
康頼撰)に引用される中国の医学書に依拠していることが明らかにされています。典薬寮の処方是中国医学の知識を十分に踏まえた治療法であり、10世紀末の『医心方』の水準にありました。

(B)の『類聚符宣抄』には天平9年6月26日付の太政官符(7箇条からなる疫病への対処法)が記載されています。この官符に見られる対処法は、貴族・中下級官人を対象とした典薬寮の勘文とは異なり、中国医書に依拠せず、より現実的な知見から作成されています。この官符は瘡瘡の対処法の水準とされ、10世紀末の『医心方』をはじめ、以後鎌倉時代後半の『拾芥抄』下「養生部」などに引き継がれ、繰り返し引用されています。奈良時代の政府の医療機関のレベルの高さがうかがえます。

なお、平城京の二条大路からは、この天然痘を「唐鬼」として威嚇撃退しようとした呪符木簡(『平城宮木簡概報』31)も検出されています。この木簡の呪禁に類似した文言は医学書である『千金翼方』禁経や道教經典の『太上洞玄靈素靈真符』(『正統道蔵』6)に見えます。また、この典薬寮勘文に豌豆病の医薬として見える大黃・青木香・黄蓮の三種の薬物が、新羅の太子の居所(月池宮)の苑池とみられる月池(雁鴨池=アナプチ、慶州市)から出土した8世紀代の薬物木簡(『韓国の古代木簡』198号)にも見えることは大変興味深いことです。恐らく半島においても天然痘が猛威を振るったのでしょう。

VI. 愛と死と

最後に下級官人家族の子どもの看病の姿を見ておきましょう。奈良東大寺の正倉院には大量の奈良時代の文書が伝存しています。周知のように正倉院宝庫の内部は北倉・中倉・南倉に分かれています。そのうちの中倉には、はじめ皇后宮職(光明皇后の為に置かれた役所)、ついで造東大寺司(東大寺の造営を主務とする役所)に置かれた写経所関係の文書が現存しています。印刷機械のない時代、經典の需要が高まると、政府は写経所を設けて經典を書写させました。正倉院文書の大部分は実はこの写経所の事務帳簿で、そこで働いた写経生の「請暇解」(休暇願)なども含まれています(図2、3)¹⁾。

写経所の写経生の労働・生活環境については既に詳細な研究があり、泊まり込みで長時間労働に従事

理由	件数	
病気	写経生本人	85
	妻子父母	8
	その他の親族	4
死亡	妻子父母	4
	その他の親族	8
神祭・仏事	22	
計帳・田租をたてまつる	3	
盗人に入られる	3	
仕事の切れ目	52	
衣服の洗濯	13	
私的な理由	7	
その他(内訳省略)	11	
不明	28	
計	248	

複数の理由が挙げられている場合は両方で件数に入れた。

(栄原永遠男 作成)

図2 休暇請求の理由
(文献1より引用)

病名	件数
赤痢・疫病・痢病・下痢	21
腹病	8
瘡瘡	11
足病	14
腰痛	2
胸痛	4
頭病	3
身瘦・不堪身力・身疲痛苦	3
目病・嗽病・氣上・霍乱・冷病・享痛・咳咽之病・頭腹痛苦	各1
不明	14

(栄原永遠男 作成)

図3 写経生の病気の内訳
(文献1より引用)

したことから足痛・胸痛や消化器系の病気に悩まされ、かなり劣悪な状態であったことが知られています。ここでは写経生(経師・装潢・校正など)の一人、写経所の丸部大人の請暇解を見ます。「解」というのは上申書のこと、「請暇解」とは休暇願のことです。経師であった大人の年齢は不詳ですが男の子がいました。大人の請暇解は数通残存しており、大切な「宝子」であった息子の死去までの経過がある程度たどれます。

771年(宝亀2)、大人はまだ松の内の正月5日、息子が「瘡病」を病んだために4日間の休暇願を出しました。経過は思わしくなかったらしく、2月7日に今度は「腫瘡病」(はれもの)を直すために3日間の休暇願を申請しています。許可の文書は残って

いませんが、いずれも許可されて懇切な看病が行われたと推測されます。発病の時期は不明ですが、少なくとも1か月以上の看病が続いています。しかし、必死の看病もむなしく子どもは亡くなりました。死去に際して10日間の休暇が申請されます。そこには「今月(2月)10日寅時(午前3時～5時の間、要は明け方の意味)、己が男死去す。斎食のために暇を請う」とあります。供養を行うための休暇願ですが、そこにわざわざ息子が亡くなった時刻「寅時」を記しています。

近親者の死亡を理由とした休暇願はその他にも見られますが、「以=今月某日、死亡」、あるいは「以=今月某日、某(男、母など)死去」などと記す書例が一般的で、「時」まで書くのはきわめて例外的です。親の悲しみをこの様な形で表現したと思われる。大人の息子に対する切々たる心情が伝わってきます。

子を失った親の悲しみが如何ばかりであったか、史料を通して親の悲しみがうかがえるのはここまでは、『萬葉集』の「男子名を古日といふに恋ふる歌」(巻5・904～906、作者は山上憶良か)には、おぼつかぬ生命を大切に育んだ親の愛情、さらには子を失った親の心情が強烈なインパクトをもって表現されています。

私たち夫婦の間に生まれてきた、白玉のようなわ

が子古日は、朝になると共に戯れ、夕方になると手を取り、ほくお父さんとお母さんの間に寝るんだから離れないでねと可愛くすがってくる。そんな古日が、ある日突然病気となったので、天の神を仰ぎ、地の神に額ずき伏して祈ったが、「朝な朝な 言ふこと止み たまきはる 命絶えぬれ(日ごとに、言う言葉も止み、ついに絶命)」という事態に及んでしまいます。

掌中の玉(宝)のわが子を失った両親の悲しみはいかばかりであったでしょう。幼い生命力は、親の生命力を揺り動かすエネルギーにもなっていたのです。切々とわが子の死の悲しみを訴えるこの歌は、人の生命の実感が希薄になっている今日にこそ強く蘇ってくるのです。

文 献

- 1) 柴原永遠男. 平城京住民の生活誌. 日本の古代9『都城の生態』. 東京. 中央公論社. 1996.
- 2) 丸山裕美子. 日本古代の医療制度. 東京. 名著刊行会. 1998.
- 3) 榎本淳一. 天平宝字元年十一月癸未勅の漢籍について—藤原仲麻呂政権における唐文化の受容—. 史聚. 2012 ; 45 (3).
- 4) 川崎 晃. 天平びとの疫病対策—奈良時代の医療(医術と呪禁)—. 川崎『古代学論究』. 東京. 慶應義塾大学出版会. 2012.